報告第４号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年６月５日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

<table>
<tr><td rowspan="5">1</td><td>専決年月日</td><td colspan="2">令和８年３月３１日</td></tr>
<tr><td>事故の概要</td><td colspan="2">令和８年１月２６日　午前１１時１６分頃
　子育て支援推進課の会計年度任用職員が、匝瑳市役所北側駐車場において、庁用車をバックで車庫に駐車しようとした際に、ギア操作を誤り、ギアがドライブの状態でアクセル操作を行ったため、車両が前進し、右前方に駐車していた相手方自動車に衝突した。
　この結果、相手方自動車が損傷した物損事故である。</td></tr>
<tr><td>損害賠償額</td><td colspan="2">７０１，０６９円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故の過失割合（%）</td><td>相手方</td><td>市</td></tr>
<tr><td>０</td><td>１００</td></tr>
<tr><td>和解の相手方</td><td colspan="2">●●●●●●●●●●●●●●
●●　●●</td></tr>
<tr><td>和解の条件等</td><td colspan="2">（１）市は、●●●●に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金７０１，０６９円を指定口座に支払う。

（２）市と●●●●は、今後、本件に関し、裁判上及び裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。</td></tr>
</table>